

●第4回広島市都市計画審議会(H13年2月9日開催)

議案	名称等	議案の内容
道路の変更の意見照会について (広島県決定)	1・4・007号 東部線	本路線の沿道において、組合施行による土地区画整理事業が計画され、この度、計画区域が確定したことに伴い、不要となった法面の区域を削除するとともに新たに必要となった法面の区域を追加する。
道路の変更について (広島市決定)	3・4・342号 中山中央線	本路線の沿道において、組合施行による土地区画整理事業が計画され、この度、計画区域が確定したことに伴い、不要となった法面の区域を削除するとともに、新たに市道が接続されることにより生じた交差部の隅切りの区域を追加する。
道路の変更の意見照会について (広島県決定)	3・4・019号 矢野坂線	坂中央線の追加に伴い、当該道路との交差点付近における区域の一部を変更し、あわせて名称を変更する。また、都市計画法施行令の一部改正に伴い、新たに車線の数を決定する。 【名称】 3・4・881号 矢野坂線→3・4・019号 矢野坂線 【車線数の決定】 4車線
地区計画の変更について (広島市決定)	古江上田方地区地区計画	区域内の大規模宅地部分の造成工事が完了し、宅地割および区画道路が確定したことから、「低層専用住宅地区」として市街地形成を誘導するため、「道路からの壁面後退の位置」の制限を追加する。
五日市火葬場の新築について (※建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく意見照会)	五日市火葬場	昭和51年3月に建築基準法第51条に基づく許可を受けて暫定施設として現在地に新築した火葬場について、施設の老朽化および火葬需要の増加に対応するため、同一敷地内において引き続き火葬場の用に供する暫定施設として建て替えるものである。

※建築基準法第51条の規定により、卸売市場、火葬場又はと畜場その他の処理施設の用途に供する建築物を許可する場合、市町村都市計画審議会の議を経ることが必要となっています。